

一般社団法人日本動物看護職協会会員増強に 対する協力依頼について

平成21年9月28日付けで、日本動物看護職協会会長から、同協会が新規に創設した動物診療施設を対象とする「特別賛助会員制度」について、本会に対し、地方獣医師会会長をはじめ関係獣医師への周知依頼がなされたことを受け、山根会長から、本制度への周知と動物診療施設の協会への入会の促進について地方獣医師会長あて次の通り協力を依頼した。

21日獣発第181号
平成21年10月14日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久
(公印及び契印の押印は省略)

一般社団法人日本動物看護職協会会員増強に対する 協力依頼について

本会の事務・事業運営につきましては、平素からご理解、ご支援を賜り御礼申し上げます。

本年4月に発足した一般社団法人日本動物看護職協会の運営につきましては、貴職の相談役への就任等に関し特段のご配慮をいただいたことに対し、厚くお礼申し上げます。

今般、同協会会長から、同協会が新規に創設した動物診療施設を対象とする「特別賛助会員制度」について、本会に対し、地方獣医師会会長をはじめ関係獣医師への周知依頼がなされたところです。

本会としても、同協会の安定的な運営のためには会員の確保が必須であり、動物看護職の入会促進のために動物診療施設を管理・運営する獣医師の理解が必要であるとの考え方には同意できることから、獣医師団体として、入会促進等、同協会の円滑な運営に資するための活動を支援する考えであります。

本件につきましては、去る10月2日開催の全国獣医師会会長会議においても説明したところでありますが、貴職におかれましては、貴会関係獣医師への日本動物看護職協会特別賛助会員制度への周知と本制度に基づく動物診療施設の協会への入会の促進

につきましてご協力・ご尽力の程お願いします。

なお、添付(略)の「特別賛助会員加入のご案内」及び「入会申込書」につきましては、貴会の関係会員数を勘案した部数が、後日、日本動物看護職協会から貴会あて送付されますので、関係会員(動物病院)に配布くださいますようお願いいたします。

写

JVNA発第090030号
平成21年9月28日

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久 殿

一般社団法人 日本動物看護職協会
会長 森 裕 司

会員増強に対する協力依頼

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本協会は、動物看護職の職能団体として本年4月に発足いたしました。それ以降、多くの動物看護職の方にご入会いただくため、入会案内の郵送をはじめ、協会HPの作成、動物医療関連でのPR記事の掲載、関連イベントでの広報活動等を積極的に行い、会員の募集に力を入れて取り組んでまいりました。

しかしながら、2万人ともいわれる動物看護職のうち、現時点での会員数はわずか約400人(2%)に過ぎず、このままでは職能団体としての機能と役

割を十分に果たすことが難しいものと危機感を募らせております。

このような状況から、動物看護職の方のご入会を促進するためには、雇用主とも言うべき動物診療施設の責任者のお力添えが不可欠であると考え、この度、新規に動物診療施設を対象とした特別賛助会員制度を導入することとなりました。具体的には、診療施設が特別賛助会員として入会すると、その施設に所属する2名の動物看護職の方が正会員として会員登録されるという制度です。（制度の詳細につきましては、別添チラシをご参照下さい。）

つきましては、本制度を活用しての会員増強についてご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、本制度について貴会の関係獣医師の方々にも広くご周知いただきたく、地方獣医師会会長をはじめ

め、貴会関係者のご協力につきまして、貴殿よりご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の動物診療施設を対象とした特別賛助会員制度の導入に当たっては、本会の定款等の関係規程の改正を要することとなりますが、本会の会員制度全体の見直しを行う中で改めて定款等の関係規程の改正を図ることとしており、今回、関係規程の改正手続きが終了しておりませんが、事情ご賢察の上よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

私ども役員一同、念願である動物看護職の豊かな将来を築き、動物医療の向上と発展、ひいては社会への貢献を果たすために、今後一層奮励・努力してまいりますので、何卒ご支援の程よろしくお願い申し上げます。